

# 釜石市子育て応援カード（かまリンカード）事業について

## 1. 事業の目的

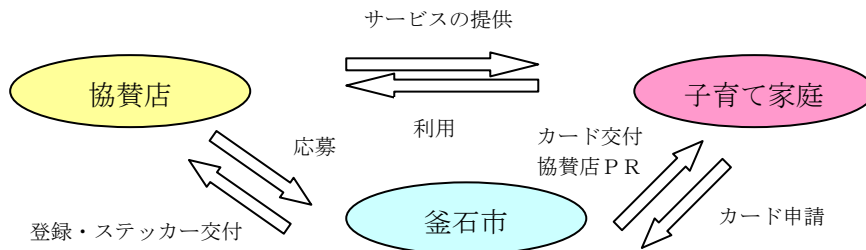
妊婦がいる世帯と子どもを養育する世帯の経済的負担を軽減し、子育てを社会全体で応援する意識の醸成を図り、子育て家庭が協賛店を利用することによって、商業の活性化も図ろうとするものである。

⇒妊婦：母子手帳の交付を受けてから出産までの間にある者

⇒子ども：出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者

## 2. 事業の概要

事業に協賛するお店や企業のご協力により、未来のかまいしを担う子どもたちを養育する世帯に、割引や特典などのサービスを提供する子育て優待制度



## 3. 協賛店

市内に事業所がある法人や個人商店などで、サービスの提供が可能な店舗等

⇒市の交付する協賛店ステッカーを店頭に掲示する。

⇒協賛店は、妊婦と子どもを養育する世帯の中から、サービス対象者を決定するとともに、サービス内容を決定する。

⇒具体的サービス：小売価格の1割引き、さららポイント2倍、オリジナルポイントカード2倍、ドリンクやアイス贈呈（飲食店）など

○協賛店のメリット⇒市広報、市ホームページ、チラシ等で紹介する。

## 4. かまリンカード

協賛店でカードを提示することにより、協賛店独自のサービスを受けることができる。

⇒妊婦や子どもを養育する保護者が、市へカードの申請をする。

⇒市は、申請内容を確認のうえ、カードを申請者へ郵送により交付する。

⇒カードの有効期限は交付した日の属する年度の末日までとし、以後自動的に更新する。

表



裏

No. _____
保護者等氏名 _____
<b>注意事項</b> ※世帯員以外の使用はできません。 ※不正使用した場合は、回収し再交付しません。 ※有効期限到達前に該当しなくなった場合は、返却してください。
有効期限：平成21年3月31日

## 5. 実施時期

協賛店募集期間	平成 20 年 5 月 1 日 (木) ～5 月 20 日 (火) 第一次募集
カード申請期間	平成 20 年 5 月 19 日 (月) ～5 月 27 日 (火) 第一次申請受付
カード発送	平成 20 年 5 月 28 日 (水)
事業開始	平成 20 年 6 月 1 日 (日)

※ 協賛店募集及びカード申請の第一次締切は、6 月 1 日に事業開始するための期限です。  
その後は、随時受け付けします。

## 6. 周知方法

《広報かまいし》

5 月 1 日号 事業の紹介 協賛店募集のお知らせ

5 月 15 日号 カードの説明 申請書の折込み

6 月 1 日号 協賛店の紹介

《市ホームページ・携帯端末》

広報かまいしの掲載内容に準ずる

《報道機関》

4 月 30 日 記者会見

5 月下旬 協賛店一覧の情報投げ込み

《事業紹介のチラシ》

幼稚園、小学校、中学校の児童生徒全員に配布

《協賛店紹介のチラシ》

カードに同封して申請者に郵送

《チラシ等の配置場所》

市役所受付、青葉ビル、教育センター、市民課、健康推進課、産業政策課、中妻出張所、各地区生活応援センター、釜石商工会議所、まちかど情報館びぼば

## 7. 事務の流れ

- ・申請書等の受領は次の場所で行い、少子化対策・男女共同参画推進室へ回送する。  
⇒青葉ビル、市民課、健康推進課、産業政策課、中妻出張所、各地区生活応援センター
- ・カード交付は、一括して少子化対策・男女共同参画推進室で行う。
- ・協賛店ステッカー等の交付は、産業政策課と連携しながら少子化対策・男女共同参画推進室で行う。

## 8. 子育て家庭該当数 (H20. 3. 31 現在)

18 歳未満の人数	5,965 人
18 歳未満の者がいる世帯数	3,416 世帯
(参考) 平成 19 年度出生数	265 人

(^o^)みんなで子育て応援(^o^)

**釜石市総務企画部**  
**少子化対策・男女共同参画推進室**

釜石市大町 3-8-3 青葉ビル内

電話・FAX 22-6002